かべ新聞	第104号	ＪＲ東海労働組合 新幹線地方本部 東京車両所分会
	2016年 6月23日	

構内操縦従事者の『ウェアラブルカメラ』は「安全面・装着者への負担、人権」など やっぱり問題が多すぎる！

カメラの使用は直ちに中止せよ！

2016.6.22　『申１号』として幹鉄事に申し入れ！

東京修繕車両所構内操縦における

「ウェアラブルカメラの試行」に関する申し入れ

東京修繕車両所において、２０１６年５月３１日に「ウェアラブルカメラの試行について」の業務掲示が掲出された。実施は６月１日以降、管理者が指定した者と記されている。具体的に６月６日から実施されているが、不明点などについて現場管理者に質しても何も答えられないものであった。

よって、以下のとおり申し入れるので、早急に協議の場を設定し誠意ある回答をすること。

記

１．今回の掲示は企画科長名で５月３１日に突然掲出され、試行期間が翌日の６月１日からであり、社員への説明や周知等の期間がまったくないものである。このような姿勢は社員を軽視していると言わざるをえない。会社の認識について明らかにすること。

２．今回の構内操縦でのウェアラブルカメラの試行について、詳細な内容を明らかにすること。

３．目的が「構内操縦のヒューマンエラー防止に関する業務研究データ採り」となっているが、具体的にどの様なデータが必要なのか明ら

かにすること。

4．試行期間が当面の間となっているが、具体的にいつまで行われるのか明らかにすること。また、試行期間後に構内操縦業務においてウェアラブルカメラの使用を考えているのか明らかにすること。

5．業務研究のデータ採りとなっているが、業務研究チームについて現場管理者に聞いても分からないという。業務研究チームは具体的にどこの所属で責任者は誰なのか明らかにすること。

6．カメラ装着での入換作業は、「作業を絶対に間違えられない」などの意識が働き、精神的苦痛が伴うとともに、それが何本も続くのは精神衛生上問題であり、運転にも支障をきたすおそれがある。会社の認識について明らかにすること。

7．操縦中にカメラに気が取られ、前方注視が疎かになることによる触車事故の誘発や、手歯止め取り扱い時に頭を車体に打ち付ける等の労働災害を発生させる恐れがある。会社の認識について明らかにすること。

8．このカメラでは、周囲の人も勝手に撮影されてしまうことは明らかである。この映された社員等の人権やプライバシー等について会社はどのように考えているのか明らかにすること。

9．撮影された記録媒体は個人情報であるため、その取り扱いに関して以下について明らかにすること。

（１）データの保管方法はどのように行うのか。

（２）データの閲覧、コピー、持ち出し等の制限・管理体制はどのように行うのか。

（３）データの消去・廃棄はどのように行うのか。

10. ウェアラブルカメラ装着は業務研究の一環であるが、業務協力なのか業務指示なのか明らかにすること。また装着を拒否した場合は業務指示違反になるのか明らかにすること。

11．ウェアラブルカメラ装着の作業は、人権無視の監視労働であるため直ちに中止すること。

以　上